

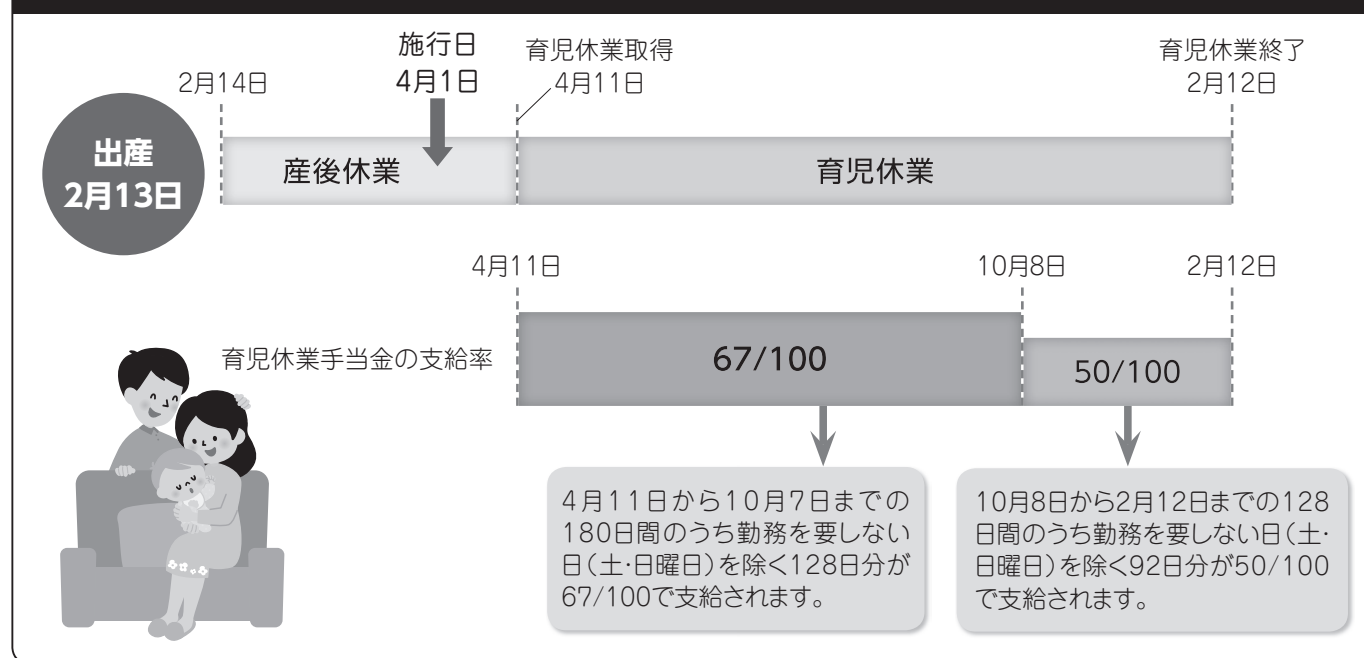
育児休業手当金の支給率が 引き上げられました



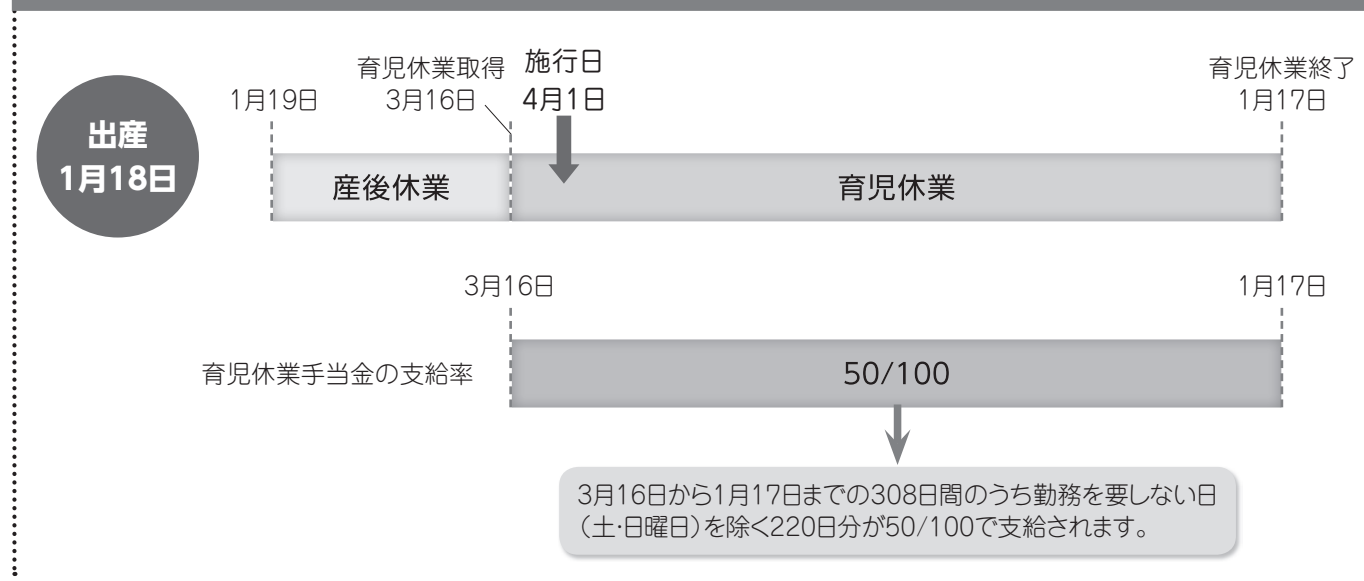
育児休業手当金については、組合員が育児休業を取得した場合に、原則として子が1歳に達するまで、1日につき給料日額（給料月額 \times 1/22）の50/100が支給されておりましたが、平成26年4月1日以降に開始した育児休業に係る育児休業手当金について、育児休業をした期間が180日に達するまでの期間の支給率が67/100に引き上げられました。

なお、平成26年3月31日以前から引き続き育児休業を取得している場合の支給率は50/100のままとなります。

平成26年4月1日以降に育児休業を開始した場合



※育児休業が施行日前に開始されている場合は、改正前の支給率が適用となります。



お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306